

想いを、  
次代に。

〈ひろぎん証券〉  
生前贈与  
サービス



ひろぎん証券

# 家族への資産承継に

## 「生前贈与」を考えてみませんか。

### 生前贈与のメリット

1

#### 家族のきずなを深める

贈った相手の喜ぶ顔を見て、  
幸せな気分になれます。

2

#### 次世代へ財産を移転

若い世代へ早く贈与することで  
生きたお金にすることができます。

3

#### 相続税の負担軽減

生前に贈与すれば、相続財産を  
減らしつつ、資産を承継できます。

### ◆ 生前贈与のポイント ◆

#### 早い時期から長い期間に わたって贈与する

基礎控除を毎年活用でき、税負担  
の軽減効果も期待できます。

#### 多くの人へ贈与する

贈与税は贈与を受ける方ごとに計算されま  
す。多くの人へ贈与をすることで基礎控除  
を有効に活用することができます。

#### 一代飛ばしの贈与をする

相続や遺贈により財産を取得した人が、その被相続人から相続開始前7年以内に贈  
与を受けた財産があるときには、その贈与財産を相続財産に加算し、相続税を計算し  
ますが、財産を取得しない孫に贈与した場合には、この加算の対象とはなりません。

### ◆ 生前贈与の注意点 ◆

#### 毎年一定額の贈与を約束すると、 定期贈与とみなされることがあります。

たとえば、1,000万円を10年間に分けて毎年100万円ずつ贈与することを約束した場合、最初か  
ら1,000万円を贈与するつもりだったとみなされ、贈与税がかかることがあります。そのため、贈与を  
行うたびに贈与契約および手続きをする必要があります。

#### 贈与とはお互いが合意して 無償で財産を渡すことです。

名義を書き換えただけ、契約書を作成しただけでは贈与と認められない場合  
があります。贈与者と受贈者の双方が合意して、贈与の記録をのこし、財産  
を引き渡すことがポイントです。

## 贈与に係る税金

贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。贈与税の課税方法には、「暦年  
課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

「暦年課税」とは、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与された財産の合計  
額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。1年間に贈与を受  
けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。(贈与税の申告も不要です)

### 贈与税の計算方法

$$\text{贈与税} = (\text{贈与財産} - \text{基礎控除額 } 110\text{万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

### 贈与税速算表

基礎控除(110万円)を 差し引いた額(課税価格)	右以外の場合		18歳以上の子・ 孫が受贈した場合	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

## 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し

### 相続財産に加算する生前贈与の 期間が3年から7年に延長!

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前7年以内(改正前は3年以内)にその相続に係る被相続人から  
暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額(その財産のうち相続開  
始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を  
相続税の課税価格に加算することとされます。 ※この改正は、令和6年1月1日以後の贈与について適用されます。

# 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

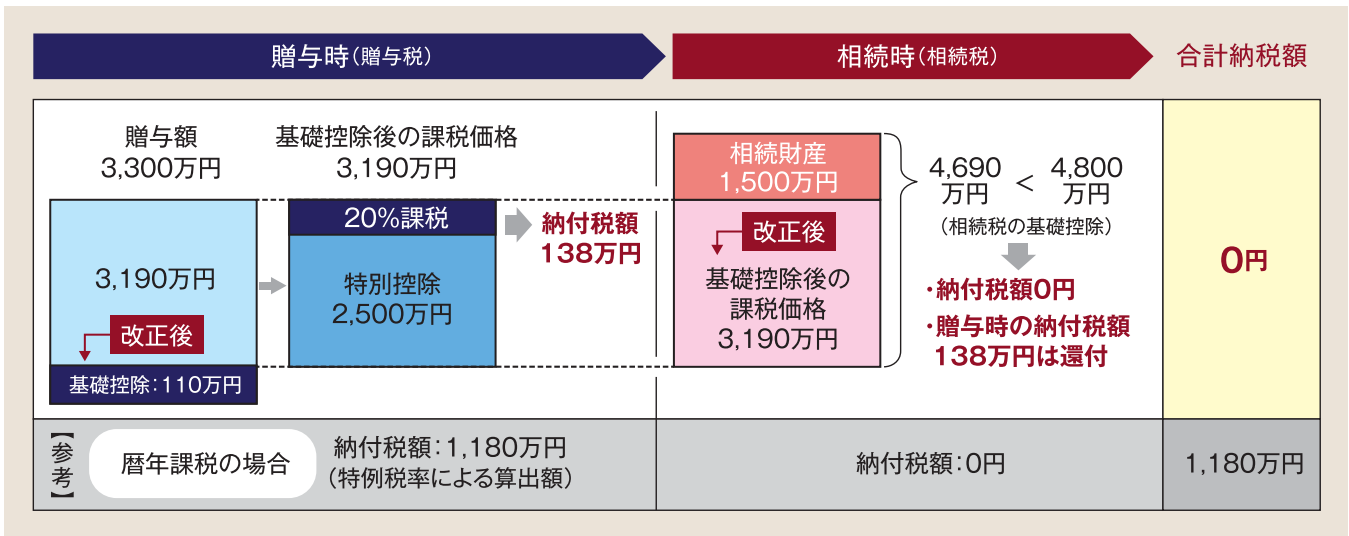
相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされます。

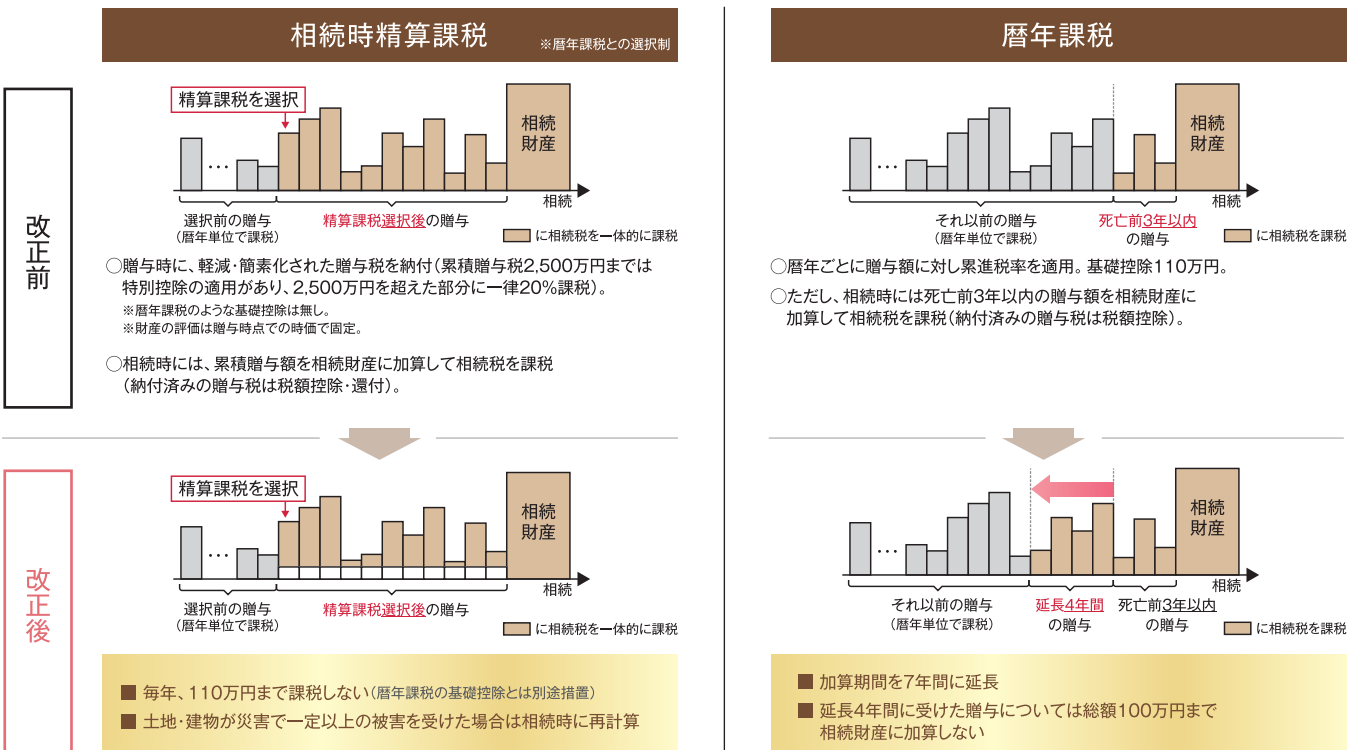
- ※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。
  - ※2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。
  - ※3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で分します。
- （注）相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

## 計算例

相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合  
（法定相続人：配偶者1人、子2人）



## 贈与税と相続税の関係



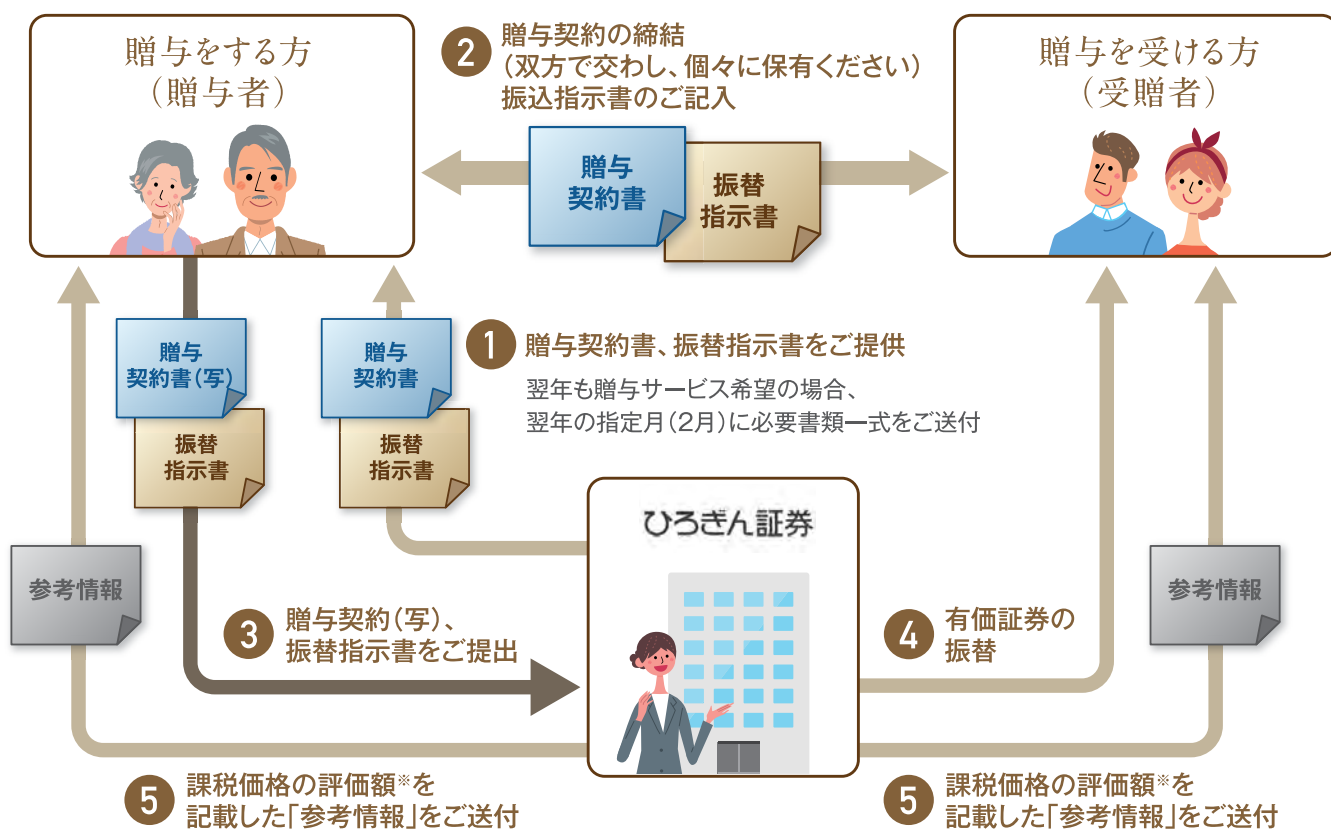




「〈ひろぎん証券〉生前贈与サービス」は、

有価証券の振替手続き(当社の異名義口座間)を

無料でご利用いただくことができるサービスです。

## お手続きの流れ



 <b>贈与をする方</b>	当社に証券口座をお持ちの日本国内在住の個人のお客さま
 <b>贈与を受ける方</b>	贈与者の3親等内の親族で、当社に証券口座をお持ちの日本国内在住の個人のお客さま
<b>対象商品</b>	株式・債券・投資信託 [仕組債等、一部商品は対象外]
<b>手数料</b>	無料

### ※贈与する上場株式の評価額

- ①～④のうち最も低い価格となります。
- ① 贈与する日の終値
  - ② 贈与する日が属する月の毎日の終値の平均値
  - ③ 贈与する日が属する月の前月の毎日の終値の平均値
  - ④ 贈与する日が属する月の前々月の毎日の終値の平均値

・贈与者が特定口座で保有する同一銘柄の株式等の一部の贈与を行う場合に、受贈者が該当贈与により取得した上場株式等を「受贈者の特定口座」へ移管するには、「受贈者の特定口座」において当該贈与により取得した株式等と同一の銘柄の上場株式等を保有していないことが条件とされています。

・NISA預りとして贈与することはできません。



## 暦年課税制度を利用した、有価証券を贈与する面倒な手続きをサポートします。

- 贈与契約書(雛形)のご提供※1
- 振替指示書に基づく贈与の実行
- 税務申告に便利な、贈与資産の評価額を表示する「参考情報」のご提供※2
- 翌年も贈与を検討されるお客さまに、翌年の指定月【2月】に必要書類一式をご送付

- ※1 贈与は、贈与をする方、贈与を受ける方、双方の合意があって成立するものです。都度、お互いの意思を確認するための「贈与契約書」を交わし、贈与の記録を残しておくことができます。贈与をする方、贈与を受ける方、それぞれ本人さまが署名・捺印の上、贈与契約書を2通作成して、各自その1通を保有ください。
- ※2 贈与財産が年間110万円の基礎控除を超える場合には、贈与を受けた方は、贈与税の申告・納税が必要となります。贈与取引の結果を「参考情報」としてご提供しますので、税務申告の準備が簡単にできます。

## ご留意事項

### 〈ひろぎん証券〉生前贈与サービスについて

- ・ 贈与者、受贈者ともに弊社に口座をお持ちで、贈与者の口座でお預りしている有価証券を受贈者の口座に移管する贈与であることが条件となります。
- ・ 受贈者は贈与者の3親等内の親族を対象とします。
- ・ 口座状況等により、振替できない場合がございます。
- ・ 振替の対象商品によっては、一週間程度かかる場合がございます。
- ・ 贈与により財産を取得した日(贈与日)は、原則有価証券の口座移管が完了した日となります。
- ・ 本サービスにおける贈与の対象商品の詳細は、お取引店までお問い合わせください。

### 税務上の注意点について

- ・ 受贈者は、その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた金額の総額が基礎控除額(年間110万円)を超えると、贈与税の申告・納税が必要となります。お一人からの贈与額が年間110万円以内であっても、複数の方からの贈与合計額が年間110万円を超える場合は、贈与税の申告・納税が必要となります。
- ・ 贈与者からの贈与につき、受贈者が相続時精算課税制度を選択した場合、暦年課税制度の基礎控除(年間110万円)の適用はありません。
- ・ 毎年一定額の贈与を約束すると、定期贈与とみなされることがあります。例えば、1,000万円を10年間に分けて毎年100万円ずつ贈与することを約束した場合、最初から1,000万円を贈与するつもりだったとみなされ、贈与税がかかることがあります。
- ・ 贈与者が贈与後7年以内に亡くなり、受贈者が贈与者から相続または遺贈により財産を取得した場合、その贈与財産(贈与時の価格)を相続財産に加算し、相続税を計算します。ただし、今回延長される4年間(相続開始前3年超7年以内)の贈与については100万円までは相続財産に加算されません。
- ・ 贈与者からの贈与につき、受贈者が相続時精算課税制度を選択した場合、贈与者が亡くなった時に、その贈与財産(贈与時の価格)を相続財産に加算し、相続税を計算します。
- ・ 贈与金額等については、相続人の方の遺留分等を十分に考慮の上、お決めください。
- ・ 今後の税制改正や、今後確定する法令や通達等により、本サービスにおける税務上の取り扱いの内容が変更となる場合もあります。
- ・ 本資料の内容は、税理士 石橋三千男・税理士 末本朱美に税務面の監修を受けています。
- ・ 当社は、本サービスを利用した贈与につき、税務上の取り扱い等について何らの保証をするものではありません。税務上の取り扱い等については、所轄税務署や税理士等の専門家にご相談ください。

### 贈与契約書(雛形)について

- ・ 〈ひろぎん証券〉生前贈与サービスの贈与契約書の雛形です。必ずしもこの雛形をご利用いただく必要はございません。
- ・ ご提供する贈与契約書(雛形)は贈与契約の有効性を保証するものではありません。贈与者または受贈者に意思能力がない場合等、贈与者と受贈者との間での贈与契約の有効性が問題となっても、当社は責任を負いかねますのでご注意ください。

本資料に記載の内容は、2024年1月現在の情報に基づいて作成しております。今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。

# 特定口座を通じた贈与(同一銘柄)のお取扱い

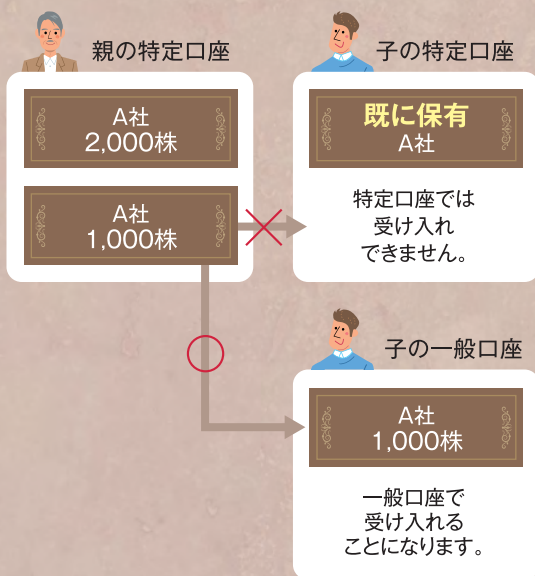
贈与を受ける方が特定口座で受け取れない場合があります。

贈与を受ける方の特定口座に、同一銘柄の有価証券を既に保有する場合、特定口座で受けることができず、一般口座で受け入れることになります。(贈与をする方の預かりが無くなる場合は特定口座で受け入れ可能)

※一般口座の預かりは、売却時に確定申告が必要になります。譲渡損でも損益通算のためには確定申告が必要です。売却時に支払調書が提出されます。

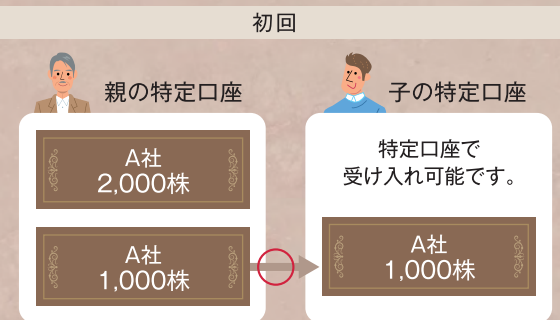
## 例1

親が特定口座で3,000株保有している「A社」株式のうち、1,000株を子に贈与したいが、子の特定口座に既に「A社」を保有している場合

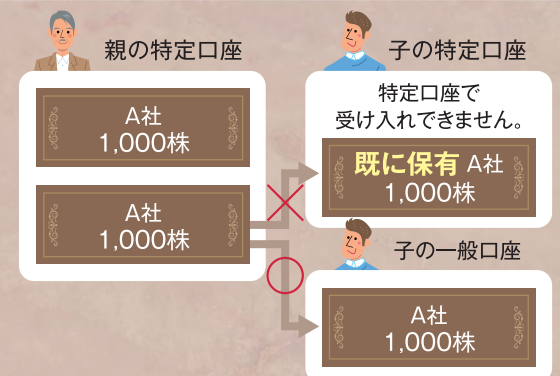


## 例2

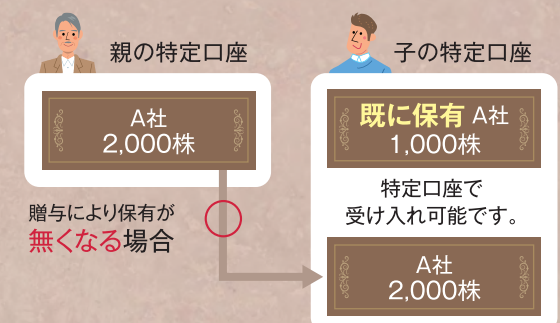
親が特定口座で3,000株保有している「A社」株式を何回かに分け、「A社」株式を保有していない子に贈与したい場合



2回目:Aパターン  
 前回贈与分を売却等し、保有がない場合を除き一般口座で受け入れることになります。

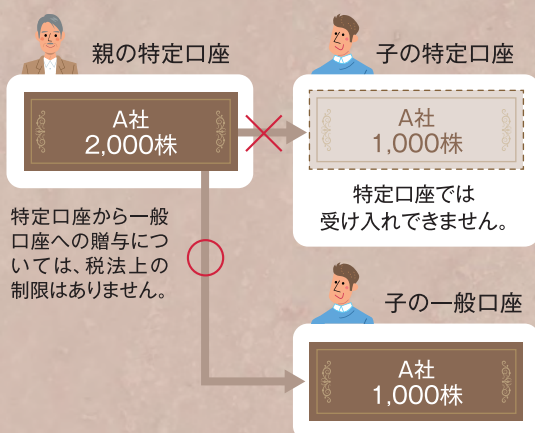


2回目:Bパターン  
 贈与により、親の預かりが無くなる場合、子の特定口座に既に預かりがあっても特定口座の受け入れは可能です。



## 例3

親が特定口座で2,000株保有している「A社」株式を、子にすべて贈与し、子の特定口座と一般口座に分けて保有することはできません。





# 相続税・贈与税早見表

## 相続税

単位:万円

遺産総額 (課税価格の合計)	一次相続 配偶者有の場合							
	子供1人		子供2人		子供3人		子供4人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
3,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000	40	0.8%	10	0.2%	0	0%	0	0%
6,000	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	0	0%
7,000	160	2.3%	113	1.7%	80	1.2%	50	0.8%
8,000	235	3.0%	175	2.2%	138	1.8%	100	1.3%
9,000	310	3.5%	240	2.7%	200	2.3%	163	1.9%
10,000	385	3.9%	315	3.2%	263	2.7%	225	2.3%
15,000	920	6.2%	748	5.0%	665	4.5%	588	4.0%
20,000	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	1,125	5.7%
25,000	2,460	9.9%	1,985	8.0%	1,800	7.2%	1,688	6.8%
30,000	3,460	11.6%	2,860	9.6%	2,540	8.5%	2,350	7.9%
35,000	4,460	12.8%	3,735	10.7%	3,290	9.4%	3,100	8.9%
40,000	5,460	13.7%	4,610	11.6%	4,155	10.4%	3,850	9.7%
45,000	6,480	14.4%	5,493	12.3%	5,030	11.2%	4,600	10.3%
50,000	7,605	15.3%	6,555	13.2%	5,963	12.0%	5,500	11.0%

単位:万円

遺産総額 (課税価格の合計)	二次相続 子供のみ							
	子供1人		子供2人		子供3人		子供4人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
3,000	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
4,000	40	1.0%	0	0%	0	0%	0	0%
5,000	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%	0	0%
6,000	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%	60	1.0%
7,000	480	6.9%	320	4.6%	220	3.2%	160	2.3%
8,000	680	8.5%	470	5.9%	330	4.2%	260	3.3%
9,000	920	10.3%	620	6.9%	480	5.4%	360	4.0%
10,000	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%	490	4.9%
15,000	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%	1,240	8.3%
20,000	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%	2,120	10.6%
25,000	6,930	27.8%	4,920	19.7%	3,960	15.9%	3,120	12.5%
30,000	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%	4,580	15.3%
35,000	11,500	32.9%	8,920	25.5%	6,980	20.0%	6,080	17.4%
40,000	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%	7,580	19.0%
45,000	16,500	36.7%	12,960	28.8%	10,980	24.4%	9,080	20.2%
50,000	19,000	38.0%	15,210	30.5%	12,980	26.0%	11,040	22.1%

※法定相続分通りに遺産を取得した場合の相続税総額となります。各相続人は遺産取得割合に応じてこの金額を按分して納税します。  
 ※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用し、他の税額控除は考慮していません。  
 ※2024年1月4日現在の相続もしくは贈与に適用される税率に基づき計算しています。なお、贈与税の計算については直系尊属から18歳以上の方が贈与を受けたと仮定した場合の税率に基づき試算しています。

## 贈与税

単位:万円

贈与額	贈与税額	税負担率
110	0	0%
120	1	0.9%
130	2	1.6%
140	3	2.2%
150	4	2.7%
160	5	3.2%
170	6	3.6%
180	7	3.9%
190	8	4.3%
200	9	4.5%
210	10	4.8%
220	11	5.0%
230	12	5.3%
240	13	5.5%
250	14	5.6%
300	19	6.4%
400	34	8.4%
500	49	9.7%
520	52	10.0%
600	68	11.4%
700	88	12.6%
800	117	14.7%
900	147	16.4%
1,000	177	17.7%
1,110	210	19.0%
2,100	631	30.0%

相続税の現状

生前贈与について

サービスの内容

特定口座のお取扱い

相続税・贈与税早見表





ひろぎん証券

商号等 : ひろぎん証券株式会社 金融商品取引業者  
中国財務局長(金商)第20号  
加入協会 : 日本証券業協会